

平成24年6月

中札内村議会定例会会議録

平成24年6月14日（木曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日程第 1		閉会中の所管事務調査について
日程第 2	請願第 3 号 (委員会報告)	けいれん性発声障害 (SD) の研究・治療等の推進を求める請願
日程第 3	請願第 4 号 (委員会報告)	地方財政の充実・強化を求める請願
日程第 4	請願第 5 号 (委員会報告)	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願
日程第 5	意見書案第 2 号	けいれん性発声障害 (SD) の研究・治療等の推進を求める意見書
日程第 6	意見書案第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 7	意見書案第 4 号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
日程第 8		一般質問
日程第 9		委員会の閉会中の継続審査の件について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年6月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

はじめに、議会のこれからの運営について、お話をさせていただきたいと思います。

6月1日から9月の30日まで、一応村としても、それから議会としてもクールビズを実行することになっております。

それで、会議の冒頭はそれぞれ皆さん上着を着ていただきまして、その後はそれぞれ自由に暑さ対策のために上着を脱ぐことはかまいませんので、それぞれ自己判断で上着を脱いでいただくということで進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、会議を進めさせていただきます。

◎日程第1 閉会中の所管事務調査について

○議長（高橋和雄君） 日程第1、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） 所管事務調査通知書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー18番をご覧ください。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

所管事務の調査。

2、目的。

道道静内・中札内線道路調査。

3、方法。

総務・産業常任委員会合同調査。

4、場所。

南札内。

5、人員。

委員8名、行政側職員2名、議会事務局2名、計12名。

6、期間。

平成24年7月上旬。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務常任委員会及び産業常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり承認することは決定をいたしました。

◎日程第2 請願第3号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願

◎日程第3 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める請願

◎日程第4 請願第5号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願

○議長（高橋和雄君） この際、日程第2、請願第3号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願、日程第3、請願第4号、地方財政の充実・強化を求める請願、日程第4、請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願の3件を一括して議題にいたします。

この請願は、総務常任委員会に付託をしました事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務常任委員長。

(男澤秋子常任委員長登壇)

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告書。

平成24年6月8日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第3号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願。

請願第4号、地方財政の充実・強化を求める請願。

請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願。

2、経過。

審査は6月8日全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

請願第3号、請願第4号、請願第5号は採択といたします。

以上、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

これから3件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第3号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

請願第4号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第4号、地方財政の充実・強化を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択と決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は委員長報告のとおり採択されました。

請願第5号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第5号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は委員長報告のとおり採択されました。

お諮りをいたします。

男澤議員から、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号の3件が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をして、ただちに議題にしたいと思います。
このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号から意見書案第4号までの3件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 意見書案第2号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書

◎追加日程第6 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

◎追加日程第7 意見書案第4号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第5、意見書案第2号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書、追加日程第6、意見書案第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書、追加日程第7、意見書案第4号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の3件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第2号から意見書案第4号までの3件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号から意見書案第4号までの3件は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案3件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書を

採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決決定されました。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第4号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第8 一般質問

○議長（高橋和雄君） それでは、追加日程第8、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをいたします。

順次、質問を許します。

通告順により、4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 広報「なかさつない」6月号に「エゾシカの生態を知ろう」との特集記事が出ていました。

すでにビートの移植も終え、エゾシカによる苗の食害が心配される現状で時宜を得た広報内容だと思います。

そもそもエゾシカは、旺盛な繁殖力と天敵であるエゾオオカミとのバランスの上に生息していたものが、明治以降、肉や、皮、角を取るための乱獲により、一時絶滅寸前となったものです。

一方、天敵であるエゾオオカミは畜産保護のための積極的な絶滅政策がとられ、記録によれば1900年ころには絶滅したものと思われます。

その後、明治、大正から昭和30年代までの長期に渡り、エゾシカの禁猟と保護政策が

とられ、天敵も存在しない中で、現在では全道で65万頭余りが生息しているものと思われ、平成23年度の農林業への被害は59億円であったとの報告がなされています。

道は、増えすぎたエゾシカを平成28年に38万頭に減少させる目標を立てましたが、例えば、平成23年度の捕獲目標15万7,000頭に対し、実際の捕獲数は11万頭に止まっています。

これは銃に対するさまざまな規制が、狩猟による有害鳥獣駆除の妨げになっているのであって、社会の安全性の観点からある程度やむを得ない面を否定できず、エゾシカについても今後急激な減少は期待しにくい状況にあります。

また、道は市街地に出没するエゾシカに対し、市町村などの地域での対応マニュアルを作成するまでになっています。

こうした全道的な状況を踏まえ、本村の対応についてお尋ねします。

1、天敵であるオオカミの再導入がささやかれています、この考えについての見解を伺います。

2、エゾシカ対策は今後長期に渡るものと考えられますが、農家個々の対応では対処しきれず、全村的な対応が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3、全村的な対策が確立されるまでの間、シカを寄せつけない薬剤などへの助成は考えられないでしょうか。

以上3点について伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） エゾシカによる被害の現状と対策についてであります、1点目のオオカミの再導入については、北米やヨーロッパの一部の地域で、食物連鎖上位種を回復させることで、駆除対象動物の個体数抑制を図ろうとする取り組みが報告されているようです。

日本でも同様の取り組みを進めようとする動きもあるようですが、具体的な情報も入ってきていないことから現段階では現実的な方法ではないと判断しております。

2点目の全村的な対応については、これまでの対策が猟友会の会員の皆さまの協力で銃器による駆除を中心に実施してまいりました。

しかし、猟友会の会員の皆さんもそれぞれ仕事を持っておられることなど、農家の皆さんの駆除要請に対して迅速な対応が困難であったことから、狩猟免許を取得し許可を受ければ、自ら駆除することができる「くくりわな」による捕獲の普及を推進することとしておりました。

しかし、エゾシカの被害を防止するためには、ご指摘の通り全村的、広域的な個体数の減少が必要であり、9月末の駆除期間終了後、新たに村として駆除期間を設定し、猟友会に協力いただきながら、一斉捕獲にも取り組んでみたいと考えております。

3点目のシカを寄せつけない薬剤購入への助成については、本村でも一部の農家で使用しているとお聞きしておりますので、その効果や持続性などについて検証するとともに、他市町村の状況なども調査の上で判断したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 1点目のエゾシカなのですが、これは自然保護に対する基本的なスタンスについてだったのですね。

自然保護とか動物愛護とかいうのですけれども、基本的には我々人間のための、人間に

とっての自然は何であるかということなのだと思うのですよ。

だから、本当に自然に野放しにするのだったら、もう単純に弱肉強食、強いものが勝って弱いものが減っていく。そういう自然なのですね。

でも、我々が望んでいるのはそうではなくて、今ある調和を保っていかうということだと思うのです。

実際、昔から天敵を使ってという方法はあったけれども、僕が知る限り、うまくいった例というのはあまり見られないのですね。

やっぱり人間が人間の持っているその力で自然をコントロールしていくということなのだろうと僕は思うのです。

そういう考えについていかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 大変難しいというか大きな問題というか、どうしても、いわゆる自然界とこういうふうに人間が住む世界はどこかで接しているとすれば、この問題は必ず起きますし、そのことをどうコントロールしていくかというのは、動物側ではなくて人間だというふうに私も思います。

本村考えても、ただいまはシカの話ですけども、クマ、あるいは、最近ではアライグマもいますしキツネもいるということで、その適正な数にどうやっていくかというのは、経済活動とのバランスで非常に人間にとっては大きな問題であろうというふうに思います。

そのことが自然界の中で解決がして、いわゆる摩擦が起きないのであれば一番理想なのですが、両方を見ながらやはり人間の側がコントロールすることでしかこの問題は解決しないのではないかなというふうに私的には思いを持ちながら、実際に被害が起きているということで、現状対応しているのが考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） 4番笠松議員。

○4番（笠松直君） 次、2点目になりますけれども、これは全道的な問題で、23年、北海道は15万7,000頭捕獲したい。

中札内でも目標があって150頭なのですね。

桁がまったく違うし、やっぱり全道的に増えていると。やっぱりそこを何とかしてもらわないと。

中札内村でどうしようこうしようと言ったって、それはもう多分とるに足りない問題だと思います。

なんだけれども、しかしやっぱり中札内の農家がこのままでいいのかということで、ここでは村に限って議論したいと思うのですが、やっぱり答弁にありましたように、現状ではくくりわなでもって個々に農家に対応してもらおうということ以上にはないようですね。

銃器といっても鉄砲というのは厳重な管理がなされています。

例えば、車の中から撃ってはいけない。道路から撃ってはいけない。夜間は撃ってはいけないという厳重に管理がされています。

これは当たり前のことで、我々人間を守るためには仕方がないのですね。

そういうことからすると、くくりわなを持ってもらって、各農家が自分の畑に獣道を見つけて仕掛けてもらおうということが、現状では仕方がないのかなと思うのですね。

これもいろいろ話を聞きますと、人間とシカの知恵比べみたいところがあって、この方法だけでやっぱり急激にシカが減るともちょっと考えづらいと。

それで、全村的な対応をとということなのですけど、何人かのハンターの方とか農家の方

の話を書きましたら、その中に、例えば、西札内の奥からピョウタンにかけて、あそこ決して禁猟区ではないのでしょうけれども、実際に人間が入っていけない、道路止まっていますから。動物側からすれば実質禁猟区になっていて、あそこがどうも中札内の近辺での繁殖地になっているのではないかと、想像なのですよ。

もしそうであれば、1年に1回とか2回とか時期を決めて、その日だけはハンターにだけ道路を開放して、つまり、一般の人は通行止めにして、そして猟をやってもらおうとかいうような方法なんかはどうかと。何かあそこ、シマフクロウが生息していて、環境省が絡んでいるか何かしているのですかね。

いずれにしても、そういう大規模なことをやるとすれば、本村だけではちょっとやりづらいと思うのですね。

道の方も、振興局にエゾシカ被害防止対策指導チームとかというのができていて、道の話では、何かここを通して市町村にアドバイスをしているのだというのですが、例えば、こういうところにアドバイスを求めるにしても、これは窓口は当然村になりますから、村が取組んでもらわないと話が進まないということで、やはり、いま一步、単に個々農家にくくりわなに期待するのではなくて、村もできることがあるのではないかと。

あまり経費をかけずに知恵を絞って、汗を流してもらえばできることはあるのではないかとということで、こんな例も出してみたのですけども、今、多分村の方も承知していると思うのですね。

いかがでしょうかね。

こんなところで1年に1回か2回に限って猟をやってみるなんていうのはいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） お話の全道的な問題だとかについては、ご意見の通りでして、増えすぎた、問題が後手にまわっているということで、全道的にも全部承知しているわけはありませんけども、国のいわゆる管轄のところ、あるいは、自衛隊の協力。そういった今までに考えられなかった対策も道としては打ったり、あるいは、お話のように銃の取扱いの中での制限を少し突破して、餌付けをして撃つだとか、あるいは通行止めにして撃つだとか、随分そういった意味では全道的な取組みではいろいろやられているということも情報としてありますし、今、指導チームの話もありましたけども、そういったチームも絡んで当然やられているのだらうなというふうに、今推測をしています。

その上に立って、村の対策について、もう少し拡大できないかというような、こういう具体的なご意見もありました。

スタンスとして前から申し上げているのは、村としてやれることをとりあえずやって、まずは直近で出さないことには全道も減りませんので。

ましてや被害は側にいるシカが被害が出るということですから、そういったことで拡大をしてきておりました。

ちょっと回答の中で具体的に言っていなかったものですから、今のような情報、後半の、一斉に西札内地区の話もありましたし、冬期間の猟友会の皆さんと意見交換の中では、そこまで、スノーモービル持って行けないだとか、当然捕れたときの後の搬出のことだとか、いろいろ具体的に、ただそこにいるというだけでは駆除できないというこういう問題も提起されておりますので、今回取組みたいというのはそういうことももう少し猟友会の皆さん協力が得れるとすれば、そこまで村の方で除雪を、例えば、ピョウタンの滝側からあの

辺一体にかなり集中しているという情報も、今のお話のとおりありますから一度やってみるだとか、あるいは、退牧後の牧場に相当現れているということで、その辺の規制含めて、撃てるかどうかも含めて、今、担当では検討したり、総合振興局とも情報交換したり、今しておりますので、そんな中から、村としてやれることは、今年度も途中ででもやっていきたいと。

ただし、このことは今までも随分協力いただいておりますけども、猟友会の皆さん、了解得てやることなものですから、その辺の話はさせていただいておりますので、了解が得ればそういうことには積極的に取組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 4番笠松議員。

○4番（笠松直君） どっちにしても村の中だけでできる方法というのは限られると思いますね。

いろいろと知恵を絞ってみてください。

それでは、3点目なのですが、もともと全道的に増えすぎているのが原因ですし、これを早急に減らすのもどうも現実的ではないと。

だとするならば、一方ではやっぱり農家の被害が今後も続くのですね。

これは考えようだけれども、一種の人災だと。

すでに昭和30年代にもう増えすぎているぞという警鐘が鳴らされているのに、だまってそれを見て、その結果、農家が、例えば、中札内に限っても、昭和20年でも4,400万円、21年度でも4,800万円と。表に出てきただけでもこういう被害があって、これに対して、例えば、23年度かな、くくりわなの補助、21万円か22万円かな。それぐらいの補助ではなくて、もう一步進んだ、基本的にこれは人災だという観点に立ったその支援策を講じられないかと。

たまたまここで臭いをつけてというのは、そういうものを使ってある程度成功してきたという人の話を聞いたものですから、こういう例を出してみましたけれども、皆さん、かしをつくったり、あるいは網を張ってみたり工夫をしていますね。

それに、野放図にお金を出し続けることはもちろんできません。できませんけれども、何か支援策を講じられないかということでこういうお尋ねをしております。

よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 全体的な支援というご質問かというふうに思います。

先ほども答弁ちょっと触れましたけど、使っておられる方の情報も担当は押さえて、聞きますと、当然そういうものは少しずつ効き目が落ちていきますので、どんなことなのかというのと、先ほど随分知恵がという話ありましたが、まいたところはいいのですが、一斉にやらないとまた違う畑に行くだとか、いろいろ薬剤の関係はそんなことなども話題となっているようです。

全体的なお金を決めて、この範囲内ということとは先ほど言ったように、やれることはやりたいというふうに思っているものですから、今、具体的に、他の町村ではネットを全部山側に張るだとか、いろいろやっておられる。それはそれで効果の出る評価があればいいですけど、投資も相当、例えば仮にうちで言うと、川を伝って、多分移動されているとすれば、では、二本の、向こう側もありますので、川に全部張ることが現実的な本当にいいことなのかということも、評価はしていませんけど、どうも考えると、そのことも、では、誰が管理してどうなのだということも含めて非常に大きな問題なので、ちょっとそこに

はいかないかなと。

今言われているシカの対策ではそんなことの整理をしています。

ただ、先ほど言いましたように、新たな取組みで効果があるとすれば、継続して減らすこともやぶさかではありませんし、違った形でお金の問題でなくて、方法としてあれば、それも村にあえばやっていきたいと、こういうふうに思っていますので、積極的な支援という言い方されて、農業者の方を見ているかなというふうに思いますが、捕ることがやっぱり一番いいかなというふうに私は考えているものですから、そこには積極的にやっていきたいなと。

被害に対してどうこうということは、これは非常に判定も含めて難しい問題等々があると思いますので、そちらの方に重点を置いて、今しばらく情報収集なり、いい方法を猟友会の皆さんの意見いただきながらやってみたいと、こういうふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 最後に、やっぱり一筋縄ではいかないのですね。

例えば、くくりわなにしても、さっき言ったように、動物と人間の知恵比べ的なところもありますし。

中札内には、例えば、鳥獣被害対策協議会というようなものもあります。

そういうところで、村の中の経験と知恵、そういうものを出し合うような場もこれから考える必要があるのではないかと思います。

そういうようなことも検討していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として受けておきたいと思います。

次にいききたいと思います。

次に、1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） それでは、私の方から 1 点だけなのですが、質問させていただきます。

子供の交通安全確保について。

今年に入ってから、小学校の子供達の登下校の列に車が突っ込む等の事故・事件が数回連続に発生しております。

本村に於きましては、子供達の通学路の安全には万全をきしているとは思いますが、絶対にあってはならない事ですので何点か質問をさせていただきます。

- 1、子供達に交通安全の指導等はどの程度行っているのか。
- 2、スクールバスの停留所の安全はきちんとなされているのか。
- 3、マナー、ルール等は指導されているのか。

以上、3 点お伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 子どもの交通安全確保についてであります。議員のご指摘のように、本年の 4 月に京都府、千葉県、愛知県において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が連続して発生しております。

通学路の安全を含めて、学校の安全を確保することは、安心して児童生徒が学習する上で当然のことであり、このような登校中の事故はあってはならないものであります。

国においては、4 月 27 日に閣議決定された「学校安全の推進に関する計画」を踏まえ、学校の通学路の安全確保に向けた、文部科学大臣緊急メッセージが発出され、それを受け

て、道教委から「学校の通学路の安全確保について」の通知がされております。

これらの事故は、運転者の社会規範やルール・マナーを無視した自分勝手な行動によって、引き起こされたものが多く、残念でなりません。

このことは、決して、遠いところの問題ではなく、本村でも起こりうる課題でもあります。

ご質問の１、子どもの交通安全指導と３、マナー・ルール等については、重複になりますのでまとめてお答えいたします。

小学校では、（１）登校時の街頭指導。

４月・８月・１月の学期はじめの５日間、全教職員とＰＴＡによる校区の要所に立ち指導する。

４月には、交通安全指導員・地域ボランティア・役場職員等の協力も得ている。

（２）新１年生の下校指導。

安全に下校させるため、教職員が通学路をともに歩きながら、危険な個所を確かめ、交通安全に心がける態度を養っている。

（３）交通安全青空教室の実施（２～６年）。

村交通安全協会の方に講話をいただき、実際に自転車や歩行の仕方など交通ルールについて学んでいる。

（４）新１年生交通安全青空教室の実施。

交通ルールを守り、適切な行動がとれるよう模擬交差点で、自転車や徒歩で通行しながら交通ルールを学ばせる。また、スクールバスの運転手の協力を得る。

（５）交通安全指導（２年生）。

帯広第一自動車学校の協力のもと、歩行訓練・自転車の正しい乗り方・衝突巻き込み実験・死角実験・自転車の制御・スラローム等の体験教室などにより交通安全への意識を高める。

（６）地域パトロール。

月１度（月末）通学路の危険個所の点検を行い事故の未然防止に努める。

（７）学校長からの安全指導徹底の指示。

毎週「中札内村小・中学校安全マップ」の確認をしながら、指導の徹底を図る。

中学校では、（１）生徒指導部による交通安全街頭指導。

年２回、主に自転車通学指導を行う。

（２）生徒指導だよりの発行（交通安全含む）。

（３）通学路の点検（年２回）。

（４）自転車登校許可に関わる自転車点検と乗車マナーの一斉指導を行う。

（５）スクールバス添乗による安全指導（乗降・横断等）。

（６）中札内駐在所からの登下校情報入手。

（７）生徒会活動による自主的な交通安全活動。

（８）ＰＴＡによる街頭指導・休業中における巡視活動などに取組んでおります。

次に、スクールバスの停留所の安全についてであります。現在、４台のバスを使い上札内地区１路線、中札内地区３路線を運行しています。

バス停については、登校時には、できるだけ道路を横断せずにバスを待てるように、道路の取り付けのある位置をバス停とし、下校時には、交通安全だけでなく、防犯の面からも出来るだけ家の近くで降ろす配慮をしています。

また、各学校では、年3回程度バスに添乗し、実態把握と乗降や横断、乗車マナーなどの指導を行っています。

このように、子どもの安全確保の観点から、積極的な取り組みを行っておりますが、今後、学校との連携を図り、なお一層、安全通学のための対策を講じてまいります

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 一番最初に、今いろいろ聞かさせていただきましたけれども、交通安全教室であるとか指導等の7項目、小学校の場合、これは何年ぐらい前から、いつごろからこのような状態で行っているのか。

最初にそれだけ聞かせていただけますか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） 何年かということとはちょっと明解に言えません。

ただ、いろんな、年数が経つにしたがって交通事故とかそういう問題はだんだん多くなってきているのが現状ですから、それに伴って、教育委員会も学校もそれに応じた取り組みを年々増やしながら。例えば、年2回やったものを、年間3回にするとか。そういう形で年々取り組みが強固といいましょうか、そういう形になっていますから、いつから始まったということは、それぞれについてはちょっと、今手持ちもありませんので答えることはできませんけども、年々、だんだん学校に、私たち教育委員会からもこのことについて指導してくださいということはだんだん数が増えていっているのが事実であります。

よろしいでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） それでは、まず第一に、ちょっと順番あれなのですが、スクールバスの停留所の安全はきちんとされているかということで、僕も先日、4路線ちょっと回ってみました。

本当に考えられた道順ではあると思います。

ですけども、中には時期的にかなり交通量の多い場所。

それから、細い道路も若干あります。

バスの停留所がここにありますよ、また、この近くに停留所がありますよというような看板等の設置を僕はぜひとも検討していただきたいなというふうに思っています。

こういう子どもたちも減ってきている中ですから、何年かにバス停も変わっていつてしまう等のこともあると思うのですが、移動式でもかまいませんので、バスの停留所等の看板をぜひとも設置していただけないかなというふうに思っているのですが、そこら辺のことはどのように考えますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） いい提案だと思いますので、設置の方向で検討してみたい。

ただ、どういうものになるかということは、やっぱり子どもたちの安全、それから、そこを通る車も、そこは停留所があるという確認の意味も含めて私も必要ではないかと思っていますので、何らかの方向で検討して、実施の方向で取組んでみたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 子どもたちには、僕は本当に、いくらといってもあれなのですが、本当にお金かかってもかまわないと思うのですよね。

ぜひとも子どもたちの安全を守るために取組んでいただきたいというふうに考えます。

次に、マナー、ルールということなのですが、よく登下校、子どもたちの様子を見ていますと、今年の冬もあったのですが、どうしても雪投げをしたりとか、道路のあちとこちでやってしまうとか。

これが急に飛び出すような格好をしたりというのも僕は何回か経験している。

やっぱりそういうときにはどうしてもブレーキを踏んでしまいますし、そのことによって違う形の中の事故を引き起こしてしまう可能性もあるというふうに思うのですね。

そこら辺のマナー等についても、努力はなさっているのですが、ぜひともしっかりと指導をしていただきたいなど。

やっぱり子どもたちのマナーもきちとなされていないといけないのかなというふうにちょっと考えますので、そこら辺のこともぜひともやっていただきたいというふうにも思います。

それと併せて、昨日の勝毎にも、帯広市が通学路の危険箇所も調査を開始した等も書いてあったのですが、これからの具体策といいますか、方向性等が、交通安全に対しての、これは十分やっていると思うのですが、これからのことも何か方向性、何か具体策がお持ちであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） まず1点目のマナー、ルールに関すること。

これはやっぱり大きな、ずっと永久的な課題かなと。

私も小さいころも含めてそうなのですが、こう指導されたとか指導しても、子どもというのはもう忘れてしまったり、要するに自分の身についていないということが結構あってそういうことが起こると思いますね。

だから、今後はやっぱりそういうことが起こらないように、かなり意識して継続的に指導を徹底していく必要があるだろうというふうに思います。

そこで、何よりも大切なことは、そういう指導の中で子ども自信が自らの命は自分で守るというこの意識が芽生えさせることがまず第一だろうと。これは交通安全だけでなく、不審者とか、それから例えば、インフルエンザだとか、手洗い・うがいについても、そういう自分の身を守るためにはしっかり手洗い・うがいをしなければならないとか、そういうことも含めて、やっぱり自分の命は自分で守るということを徹底して子どもたちに教えるとともに、子どもたち自信がその意識を持つことが、まず防止の第一だと私は思います。

それから、子どもたちが何が危険だということを判断できる力。これはさっきの関連するのですが、そういう力をつけてあげることが大事なかなというふうに思ったりもしています。

それと同時に、交通ルールを守るというそういう態度というものを培うことが大事なかなというふうに思います。

先ほども言ったのですが、これは継続的にやはり指導しなければならない。繰り返し繰り返しやらなければならないことだと思います。

ただ、今日は学校教育についての交通安全指導について申し上げましたが、これは単なる学校だけの問題ではなくて、家庭における子どもに対する、何と云うのでしょうか、日常的な指導・しつけがやっぱりきちとなされなければいけないと思います。

また、地域全体では、中井議員言われたように、しっかり子どもを見守る取組みというのでしょうか。そういう取組みもなお一層必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それに加えると、もう一つは、大人が交通ルールを守るということを、後ろ姿を子どもたちに見せなければだめだと思うのです。

結構私街歩いていても、大人の交通ルール違反が結構目立つと、はっきり言って。中札内はまだ少ないのかもしれませんが。

申しわけない。帯広には申しわけないのですが、帯広を車で運転していても危なくて仕方ない。大人がまずひどいと思いますね。

そんなことで、大人の交通ルールに関する、そういうものをしっかり守る姿勢というのが、私はまさに村あげての地域の教育力をあげる一つ大きな視点だと思いますね。

そんなことを大事にしながら、そんなことを押さえながら、ちょっと長くなりますけども、一昨年、北の大地中札内教育宣言というのを村として、教育委員会としても宣言させていただきました。

その中に、その一つとして、社会のマナーを守り、子どもに生き方を示そうというところを、大人の姿勢としてやってほしいのだということを取り入れたわけであります。

そんなこともありますので、ぜひ、これは学校教育だけでなく、家庭教育あるいは地域社会を巻き込んだ形で取組んでいくことが大事ではないかなと。一遍にはいかないということはおかっていますけども、こういう宣言だとか、しながら取組んでいきたいと。

具体的には、その一環として、教育委員会で5月25日付、ちょうど帯広の通り魔事件の前にですけども、ちょっと小学校でエアガンによる遊びの中で撃ったりして、目に当たらないで眉間で終わったという事件があったのですが、そういうこともあって、交通安全の問題もあったりいろんなことで、子どもの安全を守るという視点で、教育委員5名連盟で、保護者向けに子どもの安全を守るためにという文書を発出させていただきました。

これも先ほど言ったことで、地域全体でいわゆる取組んでいくという視点で出したわけであります。

これはちょうど音更の小学校訪問の前に出したことですけども、自転車の乗り方、交通ルール、それから、夜間の一人歩きの行動、それから、危険な場所、危険な遊びをしない。

それから、手洗い・うがいをする。不審者への注意等々、この5点について保護者向けに出したものであります。

そんなことで、今後、中井議員の指摘のように、マナー、ルールが守られるように、いろんな機会を通して徹底していきたいというふうに思っています。

それから、2点目の通学路ですけども、この通学路についても、事件があった後、バスのような全国的になった後を押さえて、校長さん方にもう1回各学校の通学路の確認、再確認再点検をしてくれということを出してあります。

今の通学路はずっとある面マンネリ。ずっとこのままきいているものですから。そこに対する意識が非常に薄くなってきているということで、学校としてのこの通学路でいいのかとか。それから、ここは子どもたちにとって安全が確保されているのかとか。そういうこともPTAも含めて、地域ぐるみ、学校を取り巻く。そういう取組みをぜひ進めてほしいのだというふうにして指示をしたところであります。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） わかりました。

やはりあくまでも子どもたちを守るということですので、やり過ぎとか何とかではなくて、本当にしつこいぐらいにやっていってもいいのではないのかなと思っています。

また、今、教育長おっしゃったとおり、大人のルールはどうなのかということも併せて、

これは本当に村の中でもそういうことに、今一度交通安全等についても考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、これはちょっと通達していなかったことなので、もしかしたら議長だめだと言うかもしれませんが、子どもたちの安全を守るという確認でそれをお伺いしたいのですが、先日、帯広での通り魔事件での容疑者が小学校を訪れたとの報道がなされていましたが、急な訪問者等に対しての対応はどのように各学校に指導されているのか。

そこら辺ちょっと、もしよろしければお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 上松教育長。

○教育長（上松丈夫君） この問題は、今、十勝管内、近くで起こったということで、また、この教育委員会だけでなく、どこの教育委員会も最大喫緊の課題として取り組んでいるところです。

教育長会議が何回か招集されたりして、それぞれのいわゆる学校の取組みを強化するようという指導を受けているところです。

事件、ご存じのように、帯広市内で起こった通り魔事件と。その翌日に刃物を持参して音更の小学校を訪問していると。聞くとところによると、中学校も行く予定だったとか幼稚園も行く予定だったということで報道されておりますけども、非常に、刃物を持ってというところが非常に恐ろしいといいたいまいしょうか、最悪の事態にならなくてホッとしているところではあります。

中札内の各学校でも、危機管理マニュアルというのが以前にもつくってありまして、こんなときにはこう対応するのだという取組みで、近々な例で言うと、火事になったときにどう避難をするのだと、避難訓練も含めて、この危機管理マニュアルというのが学校にありまして、それでもって安全確保をしようという取組みが現在もなされているところでもありますけども、こういうものって以外とつくってしまうと忘れてしまうというところがありますので、学校には、各学校再点検するようというのを申しているところでもあります。

ご存じのように、学校というのは、入る気になればどこからでも入れます。高い塀をつくって囲いをつけて、そしてやれば完璧に守れるのでしょうけども、ご存じのように中札内の小学校見ても上札内見ても中学校にしても、窓ガラスを割れば鍵かかってあってもどこからも入れるのですね。入る気になれば。

それは不可抗力といいたいまいしょうか、想定外というふうに考えれば、問題は入ってきてからの取組みだと思いますね。

その辺をやっぱり考えていますけども、今、非常に矛盾することが起きまして、それよりも守らなければならない。中札内小のように鍵かかって入れないようにする。これも一つの方法です。これはやっています。

しかし、もう一つは、地域に開かれた学校といって、地域の人学校に来て、うんと子どもたちの姿を見て一緒に教育考えていきたいと思いますよという取組みもやっているのですね。

これは相矛盾するのですよ。ここは非常に板挟みで苦しいところなのです。

両方大事なのですよね。

だから、学校に、先ほど言ったように、きちっとその辺を再確認して、入ってきたときにどうするかという取組みをやってほしいということではあるのですが、今回の事件で、大きな事件と言いたいまいしょうか、ならなかったのは、複数の教員を廊下に配置したと。これは怪しいなと思ったときに、すぐ連絡取れますから、先生方。

そういう中ですぐ配置して、子どもに近づけなかったということです。

これはもう第一です。この取組みを訓練するにしても、今後やっていかなければならないと思います。

子どもに近づけないということです。

いつも知っているおじいちゃん、おばあちゃんが来て会わせる。それはいいのですけども。

要するに、何かおかしいなというときは、そういう学校体制を取る必要があるだろうと思うのですね。

それから、この例とすると、校長が付き添って、常に目配りしながら校舎を案内したと言っているのですね。

そこでやっぱり校長の対応もすごいなと思ったのは、気分を害させないということなのですよ。

「だめだよ」と、もしやったときには、そのときは刃物出して校長もしかしたらということもあったかもしれない。

その辺はうまく対応をしながら、要するに気分を害さないように、最後は校門まで送っていったと。玄関で「はい、さよなら」でなくて、校門まで送っていったと。

こういう取組みがやっぱり大きな事故に結び付かなかったのかなと思っております。

そんなことを考えたときに、先ほどから言っていますように、各学校においても、皆さん「さすまた」って知っていますか。

そういうものを各学校に買ってあるのです。

聞いたら、中札内も7、8年前でしょうか。池田のときに、大きな事件起こったときに、各学校にあるそうですけども。

例えば、さすまたが校長室の奥の方にかけてあったりとか。そういう状況です。現実には。

だからそれをやはり使った、私は学校に指示したのは、火事に対する避難訓練はやっているけども、不審者が入ったときの避難訓練。これをぜひやってくださいという指示をしています。

これは一遍にいきません。

子どもをどう確保するか。どこかの教室に、ここから入ってきたときにはどうする。

中から鍵かけて入れさせない。先生がそこにつく。何人かの先生は、さすまたを持っていく。一番いいのはパイプ椅子なのですね。パイプ椅子が一番いいのですよ。パイプ椅子を持って抵抗すると。

私は前に旭川にいたときには、年に2回、そういう避難訓練もやってきました。

ここまでやる必要あるのかなと思っていますので。

ちょっと長くなりましたけども、そんなことをしながら、中札内村においても三つの学校、それぞれ、もし入ってきたとしても、子どもたちの安全、命を守れるような取組みを強化していきたいというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 通告外ですので1問で終わらせていただきます。

1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 非常によくわかりました。

本当に子どもたちの安全を守るためでございますので、ぜひともこれからも、そのような形の中で、積極的にいろいろな交通安全、また、そういう緊急時の対応等についても取組んでいていただきたい、指導をしていていただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 中井議員の質問は終わります。

暫時休憩をいたします。

15分まで。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思いをします。

北電からの要請もありまして、会場の中、少し節電をしているそうでございます。

ちょっと暗いかもしれませんが我慢していただきたいなと思っております。

一般質問を続けたいと思います。

次に、2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、自然エネルギーの普及拡大と推進についてということで質問させていただきます。

昨年3月11日に起こった東京電力・福島第一原子力発電所の事故は、日本のみならず世界中に大きな衝撃を与えました。

放射線の人体への影響に対する恐怖と不安は、この先何年何十年、何百年にも及びます。

そして、1年3カ月を経過した今もなお、事故収束の見通しは立たず、被災地復興の大きな妨げともなっています。

一度事故が起こればどうすることもできず、取り返しがつかなくなる原子力発電と人間社会が共存していくことは不可能であり、政府によるこれ以上の原発推進政策はただちにやめるべきです。

今回の原発事故を機に、自然エネルギーへの関心と機運が高まっています。

中札内でも自然エネルギーへの関心は高く、村による助成制度の効果もあり、太陽光発電を設置する住宅が増えています。企業による村内でのメガソーラー事業の計画も進んでいます。

自然に対する負荷の少ない太陽光発電はさまざまな可能性を持っており、「花と緑とアートの村」という村のキャッチフレーズにも合うものです。

今後、自然エネルギーに関わる施策や事業を拡大、推進していくことは、中札内の新たな魅力ともなります。

今こそ、自然エネルギーへと大きく転換する時であり、「自然エネルギーの村」を宣言し、積極的に取組んでいていただきたく、次の点について見解を伺います。

①原子力発電、自然エネルギーに対する見解。

②住宅用ソーラー設置助成の規模拡大は（一軒あたりの助成額、件数など）。

③今後行われる公共施設などの建設・改修の際に合わせて、太陽光発電を設置する考えは。

④企業によるメガソーラー事業に関わって。

1、企業の参入によって、村にはどのような利益がもたらされるのか（税収入、雇用創出など）。

2、万が一、企業が撤退した際の原状回復の契約内容。

⑤村が主体となり、自然エネルギー事業（とりわけ、太陽光発電）に取り組む考えは。

以上についてお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 自然エネルギーの普及拡大と推進についてであります。原子力発電は、1970年代の石油危機以降、国は基幹エネルギーとして、位置付けて推進してきました。

廃炉になった福島第一の4基を含め、国内には現在54基の原発が存在しています。

原子力発電については、推進、反対双方の主張がありますが、これまで、国外ではスリーマイル、チェルノブイリ、国内では今年の東京電力福島第一原子力発電所など地球規模で甚大な影響を及ぼした大事故が発生しており、「安全」が確保されているとは言い難いと言えます。

また、原発から出る使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルについては、日本原燃六ヶ所再処理工場では、ガラス溶融炉の相次ぐトラブルにより完成延期を余議なくされているほか、プルトニウムを原発で再利用する高速増殖炉もんじゅは、実用化の目途が立っていないなど、処理技術が確立されていません。

ヨーロッパでは、ドイツ、スイス、イタリアなどが原発廃止に政策転換しています。

一方、国内発電量の約62%を占める石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料を使用する火力発電は、燃料のほとんどを輸入に頼っており、埋蔵量には限界があります。

また、二酸化炭素排出量が多いという問題もあります。

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの自然エネルギー（再生可能エネルギー）が占める割合は、約9%ですが、クリーンなエネルギーとして期待されており、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により導入、普及が促進されるものと期待しております。

エネルギー政策は、国が責任を持って早急に取り組むべき重要な課題であり、世界の潮流や国民の意識からしますと、脱原発と自然エネルギーの普及が選択すべき道であると考えます。

次に、住宅用太陽光発電システム導入助成事業の拡大についてですが、平成21年度から3年間の計画で実施してきたもので、3年間で19件の助成を行っております。

24年度は国の補助制度も延長され、普及拡大を図るため1年間の延長を行ったものです。

太陽光発電システムの実勢価格が低下してきたことから、助成額を拡大する考えはなく、助成制度を継続すべきかどうか、今後の情勢を見極めた上で、判断したいと考えております。

次に、公共施設への太陽光発電の設置についてですが、平成22年度の保健センターの改修において試験的に設置しております。

今後、自然エネルギーの導入を推進するためには、公共施設への設置は意義があると考えます。

しかしながら、住宅用に比べコストが高いため、建設費増加分を電気料の低減でどこまで埋めることができるのかについても考慮する必要があるため、設置に係る費用の動向を見ながら、検討していきたいと考えております。

次に、企業によるメガソーラー事業による村の利益についてですが、固定資産税と土地貸付料が設置期間中収入になることであります。

万が一企業が撤退した際の原形回復については、土地の賃貸契約において契約書に盛り込むこととしております。

次に、村が主体となって自然エネルギー事業に取り組むことについてですが、太陽光発電などは民間事業者が既に事業展開しておりますので、民間にできることには行政が公営企業として参入すべきではないと考えます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは再質問に移らせていただきます。

まず、①ということにかかわってなのですけども、今、村長の答弁いただいたとおり、私自身も全く同意見であります。

答弁の後半の方には、脱原発と自然エネルギーの普及が選択すべき道であるという本当に心強い答弁もいただきまして、本当によかったなと思っています。

それで、今、大飯原発の再稼働がささやかれていますけども、福井県や近隣自治体だけの問題ではないと思うのですよね。

国土面積が小さい日本にとっては、本当にどこに原発があっても日本全体にかかわる大きな問題でもありますし、それが全国に54基、福島はその4基も含めて54基という点では本当に危険性が大きい。

そして、それが全国各地に散らばっています。

北海道においても泊原発がある以上、本当に同様の危険が想定されます。

そんな中、残念ながら、北海道知事は前向きの、泊の今止まっていますけども、再稼働に対しては前向きというような動きも出ています。

これを本当に止めさせて、国民そして住民の命を守っていくという点では、自然エネルギーへの転換を本当に国・道に対して求めていくとともに、やはり自然エネルギーの普及拡大、この必要性を住民や国民が大きくしていく必要があるかなと考えます。

その普及拡大の大きな力の一つとなるのが、やはり自治体であったり中札内村として積極的に自然エネルギーの普及へ取り組んでいくことも重要だと考えます。

そういう中で、まずちょっと、順番が前後するのですが、④の企業によるメガソーラー事業にかかわって、先日の補正予算の審議の中でも、別の議員からの質疑の中で、これに関する答弁はほとんど出ていたのでちょっと重複することにはなと思いますけども、質問させていただきたいと思います。

まず、雇用創出は、ちょっと今回のメガソーラー事業に関しては全くと言っていいほど見込めないということも、先日、答弁として出ていました。

そして、あと利点としては、税収入ですね。固定資産税であったり土地の貸付料、それが入ってくるぐらいはないということでした。

それはそれで了解をいたしました。

あと、二つ目の土地の貸付契約にかかわって、やはり企業としては利益を優先して入ってくると思うのです。

もちろん自然エネルギーを普及しようという考えもあると思うのですが、企業という立場である以上はやはり利益を優先して入ってくるという点では、そういう中で、土地も買うのではなくて借りるという点では、やはりちょっとでも利益が見込めないと判断すればすぐ撤退する可能性というのは十二分にあると思うのですよね。

そういう中で、答弁でもいただいているとおり、万が一撤退した際には、きちんとその設置したものについても現状回復、すべて企業の責任で行うという趣旨の答弁だと思いま

すので、それはぜひ大いにそのように契約を進めていっていただきたいと思います。

あと、細かいこともいろいろあると思うのですが、あまり契約内容についてはいろいろ言えないと思いますので、今後、契約を大詰めにするにあたって、やはり村、そして村民に少しでも負担の少ない、そして影響の少ない、そういうような契約にぜひしていっていただきたいと思います。

次に、②の住宅用ソーラーの設置助成について、質問させていただきます。

村長の答弁でもいただいたとおり、自然エネルギー普及が本当にこれからの選択すべき道だという点では、住宅用ソーラーの普及というのも本当に大きな課題として進めていくべき点だと思います。

それで、住宅用ソーラー設置に関しては、そういう中で助成をするというのは本当にいいアイデアであり、普及拡大に大きくつながると思います。

ソーラーの機械自体の価格が下がっているから、助成額拡大、そして、継続すべきかどうか今後検討するということなのですが、下がったといっても決して安い買い物ではないと思うのですよね。

ですから、国の補助がなくなったらその分村の負担ということになると思うのですが、ぜひとも普及していくという村長の答弁もいただいているので、村としても国の助成分を補うような、来年度、助成がなくなった時点で補うような考えはないのか、改めて伺いしたいと思うのですけども。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 一定のご意見というか、スタンスでしたので、メガソーラーの契約にあたってのことについては全く同じでございます。

本当にそういう心配で答弁させていただきましたし、後に問題が残るようなことにならないように、法的にきちんとなる。相談しながら契約していこうと思っておりますので。

言われたとおり、企業ですのでどんなことがあって会社つぶれてとかいろんなこと想定されますけども、可能な限りそういうことでやりたいというふうに思っています。

それと、住宅用のソーラーの助成の関係、これは1回目の答弁であり見方というか、全体的な見方について私の方の答弁、尋ねられたことを中心に答えたものですから、どうなのかなというところがこの答弁の中にありますよということをちょっとお話させていただきたいのは、村でも助成、国の助成もそうですけど、普及啓発ということで自然エネルギーに全体としてスタンスを変えていくべきだということで、国も助成制度を始めて、村においてもそのことに、当然、自治体としても普及をお手伝いしていこうというような、こんなスタンスで始まっているものだというふうに思います。

結果的には一番最初に答弁したようなことになれば、一番いいなということは誰もが考えてやってきたことなのですが、この助成がでは現実にどこの辺に普及されているかというふうに考えたときに、自治体というか村の立場として皆さんにこの制度を活用、では現実に効果、今、200万円から300万円ぐらいでしょうか。家庭用。

ということを考えてときに、どこまでやり切ることかというそういうことを、実はやはり皆さんの、村民の方の理解がどの辺で得れるかということを常に考えなければいけないということを、このことは含んでいるなというのが一つ裏にあります。

それと、国の批判していいかわかりませんが、ああいうことが起きて、全体的なエネルギーの問題はどこにも誰もが出してくれていないのですね。

その中において、地方自治体が、ああいうことが起きた上に立って、原発の今後のこと

も含めてどこまで努力をすべきことなのかの指針も出ていないと。

大元はやはり国の中で考えられることだというふうに思っ、そういった動きも自治体も見なければいけないと。

それと、住民の立場に考えれば、これもいろいろ評論家等が言われていることなのですが、結果として電気料に跳ね返るというところを、またこれ、地域住民の生活ということから見れば、どう判断すべきなのか。

こういう要素を含んでいるものですから、単純にどんどん助成を出して普及するという、普及になってほしいという片方は気持ちはありながら、どういった地方自治体の貴重な財源を使うかということをも十分見たいと。こういうことが前提にあるものですから、奥歯にちょっと物のはさまったような回答させていただきました。

したがいまして、今、国も助成やめたらということでは言われましたので、答弁させていただくと、イコールそれが村でカバーしていくというストレートに落ちるものではないということだけ、今答弁させていただいて、今後のいろんなことのこのエネルギーに関する動きを見ながら、住民のためになるなというふうに判断された場合には、継続もありますし。

そういったことをまた、この議会の場でもぜひ論議をいただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 村長おっしゃることはごもっともだと理解します。

やはり、助成に関しては村が進める以上は、費用対効果のことも出ましたけども、それで大きくマイナスなのにそれに投資していくというのは、やはり問題があるというのはごもっともだと思います。

先日の補正予算審議の中でも、今、アンケートを実施しているとのことだったので、その設置しているところに対してどれだけの効果があるのか。今行っているということだったので、それがいい方に、もしアンケート結果が出た場合には、ぜひ、大々的に宣伝していただきたいなと。

広報に載せたり、ホームページに載せたり、そのほかのちょっと手立てが僕自信にとって今思いつかないですけども、そういうふうにやっぱり大きく宣伝していただきたいと思います。

それで、国の動向なんかも見て、やはり今後、村にも負担がなくてということになれば、今後も進めていくという、そういう解釈でよろしいですね。

それで、今後、継続することになった場合、ぜひ、提案として、まず、現在、補助金がどのような形で支払われているのか。現金で全額支給なのかどうなのかというのをちょっと、まず先にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） まず、設置を希望される方から事業の申込書というのを受けまして、その内容を審査して適正であれば、申込受理書を交付します。

その後に補助金の交付申請をいただいて、決定した後に交付するという形で、ほとんどの方が口座振替ということで支払いをしているのが現状であります。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それは全額、いわゆる現金でということですよ。

28万円なら28万円が口座に現金で入るということですよ。

わかりました。

それで、ぜひ、今後継続するにあたって、その補助額が今最高が28万円となっていると思うのですが、その分の、全額というとまたおかしな話にもなりますし、半分でもちょっとという話になると思うのですが、適当な額を、例えば、プレミアム商品券にして、少しでも補助でその方にいったお金を、今度村の中で循環させるような、村の中で使ってもらえるような、そういうような仕組みもつくれないかなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 何かをやって補助するものと、いわゆる一般的な単に給付という考え方、そういう場合には提案のようなプレミアムでやられているような場合もあるのですが、その辺の、こういったときに、ソーラーをやって助成しますよといったときに、その分が振り替わるような形、それは村内の業者の方に支払う場合は向けるかもしれません。

多くは村外の方ですので、そういったことの整理を少し必要かなというふうに思いますし、片やでは、そういう村から出るものについて、村内で消費されるような仕掛けをしなければならぬというのは大変素晴らしい提案ですので、このことでできるかどうかはちょっと時間いただきたいですし、他の面ではそういうことを常に考えながらやっていきたいと。

この種で配ることなかなかないものですから、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 仕組みだとかいろいろややこしい問題も出てくると思うのですが、それにやはり設置するにあたって、村の業者でもそういう事業を行っているのが数多くあると思いますし、やはり、そうは言っても、小さい村ですからちょっと業者が限られてくると思うのですが、やはりなるべく村外には出ないような、帯広の業者には悪いのですが、帯広を使わないで中札内の業者でもそういうことができる業者があるのであれば、なるべくそっちの業者が使うような、積極的に使われるような仕組み、そして、お金がなるべく村の中で循環できるような、そういう仕組みをぜひ考えて、今後検討していただきたいなと思います。

次、3番目に移ります。

公共施設へのいわゆるソーラーパネルなんかの設置ですが、ここもやはり答弁で出ておるとおり、費用の問題が大きなネック、費用対効果というものが大きなネックになってくると思うのですが、ぜひ、方向性としては答弁でおっしゃられたとおり、やはり公共施設なんかにはどんどん設置していくような、費用対効果だとかその他の課題がクリアしたときには、ぜひ積極的に設置していただきたいなと思います。

それで、もちろんマイナスではなくてプラスであることが一番いいのですが、収支でちょっとマイナスになったからって、ではやめたりはしないで、ぜひ、将来的な展望も見据えて、そこら辺はぜひ柔軟に対応していただきたいなと思います。

やはり、メガソーラーという今回企業が参入して取組まれようとしていますけれども、それももちろん大事だと思いますけれども、個々の住宅であったり、そういう公共施設に小さい設備を無数に設置していくというのも、それが集まればある意味メガソーラーということにもなってくると思いますので、ぜひ、そちらもさまざまな課題がクリアしたときには進

めていつていただきたいなと思います。

それで最後ですけども、村としてはそういうような事業には取組まないということです。
それはわかりました。

そういう利益がかかるような事業には取組まないということですけども、今、ずっと述べてきたとおり、自然エネルギーの普及拡大という点では、ぜひ村が主体となって、今後大きく取組んでいつていただきたいと思います。

そんな中で、先の方にも述べましたけども、ぜひ、自然エネルギーの村ということを宣言、今すぐでなくてもいいですけども、そういうふうに普及拡大の村としての取組みの基盤が整ったときには、ぜひ、自然エネルギーの村ということを宣言をして、さらなる普及拡大を進めていつていただきたいと思うのですけども、その辺の考えについて伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ちょっと戻りますけど公共施設の関係ですね。

答弁したとおりなのですけども、たまたま保健センターのころは普及があまりされていなくてかなり割高な設置となっていて、課長にちょっと聞きますと、元取るのに何年といったら、ここで公式に言えないぐらいの年数というこういうこともあるということは、その負担を村民のあれで年賦払いしているようなものですから、これは慎重にやらざるを得ないということが本音です。

ただ、大きい意味での自然エネルギーをそういったことで、当然地域もそうですし、公共施設もやるべきというスタンスは全然変わっておりませんで、そのことをご理解いただきたいと思います。

それと、他の市町村見ると、自治体そのものがこのメガソーラーというか、発電に手を出されているところもあるかもしれません。

ただ、私としては、企業がこれだけ、企業の中でのいろんなノウハウを持って利益を計算してやっているのは、そこに任せるべきだなというふうに思ってこういう回答をさせていただきましたし、そのことが相当担保されないと住民にではどういうふうに説明をしながら、初期投資は大きいわけですから。

それを今言われるのでは15年とか16年ですか。企業的にやっても、その間のその先利用をしてやるだけのリスクを市町村があえて、住民福祉にこれだけ寄与するよというのがあれば踏み切りますけども、そういった意味でちょっとないなというふうに思います。

そういった意味では、どういった形で普及拡大がこの後していくか。また、先ほど、重複しますけど、国全体でどういう形で進めようかというこういう中で、特に自然エネルギーの村の宣言というようなこんな提案もございまして、どういった形がそういう形になることなのかなということを私もちょっとストンと落ちていませんし、そういったものを見てどこまでやるのが、そういった皆さんにそういう宣言をしてもはずかしくないことなのかなと、こういうことも検討しなければいけないと、こういうふうに思いますので、貴重なご意見という意味で聞かせていただきましたので、今、すぐどうこうということはちょっと答弁できませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 自然エネルギー、とりわけ今回は太陽光発電に絞って質問しましたが、やはり村外の人に来てそういうソーラーパネルが各住宅であったり公共施設にいっぱい付いていると、村外の人から見ても本当に、ああ、そういうことに積極的に取組

んでいる村なんだなというふうに、本当に新たな中札内村としての魅力ともなると思いますし、今後は自然エネルギーという観点でも、地産地消ということが大きく叫ばれているところなので、ぜひ積極的に今後、自然エネルギーへ転換、そして推進ですね。

そして、もちろんそれに加えて節電も重要な課題になってくると思いますので、節電の方も含めて、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思いますが、回答ありますか。ということで、2番佐藤議員の一般質問を終わりたいと思います。

次に、7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） それでは、議長の許しをいただきましたので、2点について、一問一答で質問をさせていただきます。

まず1点目は、村道の整備についてです。

村道の整備については以前にも質問しましたが、村は村道の調査をし、村道の破損状態で整備順番を決めているとの回答でした。

今、村全体に道路は決して良いとは言えません。

特に簡易舗装道路は、地区によっては、農用車が荷物を積んで通れない道路があります。

もう一度村道、特に農道の調査をし、簡易舗装も含め道路調査をしていただきたいと思います。

村として今後、どのような整備をしていくのか伺いたいと思います

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 村道の整備についてであります。村道の舗装整備状況は、約181キロメートルであり、そのうち改良舗装済道路延長は138キロメートル、防塵処理舗装の簡易舗装道路は38キロメートルとなっております。

通常の道路補修については、日常の維持管理の中で随時対応しており、新規の道路改良舗装やオーバーレイ補修は、人家の張りつきや交通量、車両通行の安全性などを勘案し、総合計画実施計画に基づき実施しております。

また、平成20年度から22年度では、国の交付金を充当し、舗装補修を通常の実施計画に上乘せし実施するとともに、高規格道路整備に伴い使用された路線については舗装整備が施工されております。

ご質問の村道の調査については、毎年実施しており簡易舗装道路の現状も把握しております。

特に簡易舗装道路は、平成元年ころに防塵処理対策として、路盤厚30センチメートル、アスファルト舗装3センチメートルの凍上被害を考慮しない構造で整備しており、20年が経過し凍上によるクラックや損耗が進行している状況を把握しております。

今後の道路整備に関しては、重点課題として簡易舗装道路の改良舗装化を重点的に取り組む必要があると考えております。

このため、次期策定の「総合計画」の中で、生活路線としての利便性を基本に「車両通行の安全性」や「交通量」、「損耗状況」など基準をまとめ、優先度や緊急度に基づき順位化し、具体的な道路整備の方向性を反映してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 村長の言われるとおり、このままいくとそのうちに道路が良くなるだろうという話にぐらいしかちょっと聞こえないのですけども、平成20年ですか、多分そのころこれだけの大型車が通る予測のない簡易舗装というのはかなりあったと思うの

ですよね。

今ある場所においては、農家の跡地に運送屋さんの車置場があるのですよね。

そこに関しては、今ここに書いてありますように、我々農業用のトラックが荷物を積んで通れないぐらいの破損状況があるのですよ。

これは多分予想外のことだったと思うのですが、そんなことも含めながら、何とか前倒しでやっていくような形の中でやってきていただきたいなど。

多分、基盤からやっていかななくてはいけない状況にもなるのかなという気が、今聞きますと30センチメートルですよね。砂利の部分が。

道道と村道と国道とでは、砂利の部分というのは全部違う基準があるということは聞いておりますけども、これ多分、この時期において、どこでも舗装にすれという村民の願いからこの簡易舗装というのはできたのだと思います。

そんなことで、何とか前倒しでこれをやっていけないのかなと。

地区の人によっては、ある地区では、違う地区では、道路の凹凸がひどくて、村にもちょっとと言っていったよという人もいたのですが、何とか前倒しでやっていくということにはならないのですか。

ちょっとそれを伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 前倒しの話と、当時やったときの話、私たちがそういうふうにしております。

ただ、かなりの延長が一時にやられて、先ほどオーバーレイの話もしましたが、そういう時期を迎えている。

あるいは、簡易舗装でこういう時期を迎えているということで、先ほど答弁したように、この次のラウンドは簡易舗装に集中期間としてやっていくことがいいのではないかなということで答弁させてもらいました。

ちょっと横行きますけど、一応農村部なんかの話をしますと、新規という場所も大体一巡、絶対ないという意味ではないのですが、一巡したということも含めて、前倒しのお話ありましたから、かなりそういった分の財源も入れながら、集中的に簡易舗装をやりたいということでございます。

その方法については、今ご質問にあったように、また同じ方法で、例えば、仮に、技術的に私もわからなくて、技術の方に聞いて、上だけ塗ったらどれぐらいかということ、またすぐ、当然下がそういった凍上に弱いつくりですから、ここでこういうふうに出たということは、今後、オーバーレイ等で済むような、言ってみれば最初からつくり直しに近い形でやっていこうということがいいのではないかと、今、内部的に考えておまして、これは総合計画策定の中でも、この意見反映を、そういうような考え方をぶつけながら意見もいただくところもあるものですから、少し、今、すぐここをやってああやってということにはなりませんけども、内部的にはそのことも、簡易舗装の中も今順番をつけて、そういった形で取組んでいこうとしておりますし、ちょっと空き時間としては来年の予算どうなのかということもちょっとあるものですから、その辺はちょっとお任せをいただいて、基本的な考え方としてはスピードを上げてやっていきたいと。

ただ、先ほど言いましたように、一部2路線ぐらいは緊急にやっているところもあるのですが、38キロメートルをやり直すという話ですので、これはちょっと、すぐご希望の路線がどこどこですというような、すぐ答えられるような状況でない背景もあるというこ

ともちょっと答弁させていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 簡易舗装に関してはそんなことでわかりましたけども、あと、村全体で多分高速に関するう回路だとか、土運びの部分に関しては、これは大半がやっていただけのような気がするのですけども、あと全体的に村の中で舗装はものすごい傷んでおりますよね。

これを全部直すということになれば大変なことなのだろうけども、何かいろんな制度がありまして、そこに乗せてやっていけるものなら、何とか村の舗装を直していただきたいと。

1回直して引っ込んだところにまた部分的にオーバーレイしたところでも、横が崩れてきてまだ引っ込んでいます。これを補修というのはどういうふうにしていいのかちょっとわからないのですけども、過去にどういう建設業者を頼んだのかわからないけども、かなりの傷みと、今の状況の中でトラックが多く通ることもあるのだろうけども、ものすごい傷んでおります。

そんなことで、何とか村として補助金なり何かあればいいのですけども、何とか前倒しという形を先ほどから使わせてもらっているのですけども、そういうことに関してはいかなものでしょうかね。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 制度はもう最大限アンテナを張って、今も道営でやらせていただいている部分もありますし、ただ、こちらの希望通り全部いくものではないので、努力はしていますし、今後もさせていただきたいというふうに思いますし、お金の話になってしまっているのですけども、全体のいわゆるそういう制度だとか緊急のものを除いたお話させていただくと、一定程度の道路にかけるお金というのが当然限られてくる中で優先を付けて、簡単に言いますと、1路線から2路線、長さによりますけど、が新設ぐらいですし、オーバーレイもある程度予算枠を決めて、多少出入りありますから、その中でやっていることなものですから、道路行政だけをガバッと一気にと、ここをやれば次、先ほど言いましたように、相当手をかけなければならぬ路線が順番に待っているものですから、今、前倒しのお話ありましたけど努力は最大限したいというふうに思いますけど、そう全体の中では、今まで1だったものが5をかけるだとかということにはなかなかないものから。

これは、危険は別として、順位を付けさせていただいて、集中的に、先ほど言いましたように、簡易舗装については手をかけるというこういうことを今内部で検討しておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 予算のあることですからそんな簡単な話になるとは思っていないんですけども、何とか前倒しでお願いしたいなど。

こういう話すると怒られる人がいるのですけど、街の中で舗装を舗道をしますと、斜めだとか何とかって苦情が出るのですけども、農村の人っておとなしいなと思って、これだけひどい道路があるのに苦情もなしに頑張っているのも、こういう場所で言わなかったら言う機会がないのかなという部分では、ちょっと質問している部分もあります。

本当に簡易舗装だけしっかりもう1回調査をしていただいて、我々これから芋運びだとかコンテナあれすとか、春先にビートのポットを積んでいるときにジャンプをしてだめ

になったとかというそういう話がよく出ていますので。

そういうところを十分調査していただきながら、部分的という話もしたいのですが、できればその号線を早く優先的にやっていただくということをしていただきたいと思います。

長々話すつもりはないのですが、何とかしつこいようですが前倒しという言葉の中に、予算も限られますけども、もう一度そういう場所を調査していただいて、何とか早めにしていただくことでお願いをすることになるのですが、村長がもう一言何かあればお願いしたいと。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということで。

1時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） それでは、ごみ散乱等の防止について質問させていただきます。

村の道路のあらゆる所にポイ捨てごみが散乱しています。

特に、中札内インターチェンジから村道38号、東4線、国道236号とインターチェンジから市街地までの路線は特にひどく、毎日ポイ捨てのごみは、畑の中に白く光って目立ちます。

その他、他の地区では生活用品廃棄物が畑の奥の林の中に捨てられています。

中札内村の廃棄物及び清掃に関する条例がありますが、村民の条例であり、村外から来た人のポイ捨ては何も書いてありません。それに罰則も書いてありません。

本当にこんな条例で、村のごみ捨ては無くなるのでしょうか。

毎日毎日、家の前、畑の中に捨てられる村民の気持ちを村として考えて、心ある対策を考え、もっと景観が良くなるようきびしい条例を考えてほしいが、村としての考えを伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ごみ散乱等の防止についてであります。本村では、毎年、村民の皆さんのご協力で「クリーン中札内」を実施し、村内の道路に捨てられた空き缶などのごみの清掃を行っています。

また、小学校や中学校などでも同様の活動が行われており、さらに近年では、農林水産省の農地・水・環境保全対策事業のメニューとして農村地域における清掃活動も行われるようになりました。

しかし、このように村民の皆さんが中札内村の農村景観や生活環境の維持向上に取り組んでいるにもかかわらず、ごみのポイ捨てや不法投棄が減らないのも事実であります。

特に、ご指摘の路線については、中札内インターチェンジの供用開始後、観光客など交通量も増え、清掃活動をしたにもかかわらず、ごみのポイ捨てや不法投棄が一向に減少していない状況であると認識しております。

このため、今年度、不法投棄防止の警告看板を設置する予定であり、合わせて、環境省

の北海道地方環境事務所より、不法投棄監視用カメラ一式を3カ月間借り受けすることができましたので、同路線を中心に設置し、その効果を検証する考えであります。

次に、条例の制定についてであります。基本的にごみの不法投棄は、法律で禁止されている行為であり、罰則についても「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金」と定められております。

また、平成15年に制定された「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」には、罰則についても規定されております。

本村の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」には、廃棄物の排出の抑制や再生利用の促進、適正な処理など、村や村民、事業者の責務や協力義務などを規定しており、罰則については規定しておりませんし、村を通過する方々は適用対象外となっておりますが、法律及び道の条例の適用により、対応は可能と考えているところであります。

しかし、近年、他市町村において、ポイ捨てや不法投棄の防止を目指した条例を制定し、氏名公表などによる抑止力への期待が見込まれていることから、村外者に対する対策としての効果など、十分研究してみたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 村長の方で大体望んでいることを書いてくれたのですが、本当にごみのポイ捨てというのはひどいもので、自分の家だけの話をすれば、うちの庭にも捨ててあったり、捨てたごみをカラスがほじくって道路にまいていたり、それをまた車が踏みつけてという形の中で、異常な状態であるのですよね。

これは今、看板の話をしようと思ったので、ちょうど村も考えてくれているようですが、更別にポイ捨て禁止というのがあって、ごみを捨てるなどの行為は、村条例等により禁止していますという国道236のところに大きな看板があります。

中札内もそんなことを考えてくれるということですから、これはぜひお願いをしたいのですけれども。

その中に一つ、うちの村には景観条例の中に、目立つ看板は一切だめみたいなどころがあるのですが、こういうものこそ目立ったものをつくっていただかないと、通過していくのではないかと。

村の標識の中に、他市町村の名前を書いた200万円近くする看板があるのですが、あれに200万円もかかっているものなら、もっともっと大きくてもっと目立つものをつくっていただきたいのですが、その分についてはいかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 24年度の予算の中で、そのポイ捨て禁止の警告看板を予定しています。

ただ、大きさには当然限界がありますし、今、村の方で考えている看板の大きさというのは、通常道路標識の大きさの看板程度。つまり、それ以上のものになると、それなりの強度を持たせないとならないということもございますし、それには多額の費用もかかるということがありますので、まずはこの路線がそういった路線でありますということを、通過する方にお知らせするということが大事なというふうに思っております。

ですから、できれば交通量の多いところの、例えば一時停止をするような場所だとか、そういったふうに運転している最中に見えるだけではなくて、止まったときにも目に入るような場所にも設置することも一つ考えられるかなというふうに考えております。

そういったことも含めてありまして、今のところ、24年度中の設置の看板については、

そういう大きなものではなくて、道路上にある、例えば、一時停止の標識の下に付いている警告看板だとか、そういった類のものと同様のものを、既存のポールに抱きつかせる形で設置をしようというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） そんな大きくなくても目立てばいいことで。地味なものはだめなのですね。やっぱり目立っていただかないとだめなことでありますので、何とかその辺を、予算の関係と言いながら、多分景観の看板の、村で標識をつくったああいう予算がかなりあると思うので。

今言ったのはたまたまインターチェンジのところからだけだけでも、やっぱり更別から入ってくる人方とか帯広から来る人、それから、戸蔭側から来る人、そういうことの中においては、やっぱりいろんな箇所に立てていただいて、目立つようにしていただきたいなというように思います。

それをつくったからって、この次は条例の問題になってくるわけですね。

村の方から条例の、道の条例とそれから中札内の条例と、それから更別の条例ももらいました。

読む中において、更別に関しては、何回もやることによつての村長名で公開をしますよというような文書があるのですが、うちの村もちょっとそういう厳しい条例の中にはないのですよね。

できれば、この道の条例とつながったような形の中のものをつくっていただいて、多分中札内で捨てたものは、これは道の条例にいくと罰することができるという部分のつながる部分があると思うのですよ。

うちの端的ではなくて、道と条例の中においての連結した形の中の罰則みたいなものをつくっていただかないと、これ見つからなかったらいいと。

この中にありますけども、住みよいきれいな村づくりをするための条例であつて、捨てた人のための云々ということは一切書いていないのですよ。

その辺をもう少し条例として見直して、厳しい形の中でやっていただくということにはならないのですか。

村長、その辺いかがですか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 条例の関係ですね。

今ある条例を北嶋議員見ておっしゃっているのは、先ほどちょっと答弁させてもらったように、ちょっと目的が違うものですから。

そのポイ捨ての氏名公表なり罰則なり、検討するときには、多分技術的には違う条例にしないと、整合性が、今、担当課長の方もいろいろあちこちの勉強している段階ではそういうふうに思いますし、行き着くところを見つける方法が現実にはなくて、あまりそういうことで罰金を収めたとか訴えたとかということがないものですから、その効果も、他の町村の実例や何かも見て、少し研究期間置きたいなというのが正直です。

今これをつくったからすぐ、聞かれている方もそういうふうに思いながら聞いておられると思いますから。

少しその辺の、それをつくってどういうふうに展開することによつて、本当に抑止ができるのかどうかということをもう少し研究すべき、単独の条例で出すとしたら。一部改正も同じ意味なのですが、そういうことを含めて、少し研究させていただきたいなとい

うふうに、今聞いて思いましたので、ちょっとやるかどうかまで踏み込んだ回答になった
いせんけど、そういうことで時間をいただければというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、村長言うように、これは中札内村廃棄物の処理及び清掃に関
する条例と、豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例ですか。こういう甘い形の中で
出てきているので。

更別に関しては、更別村ごみの散乱等の防止に関する条例と。これはちょっと厳しくな
ってきているのですよね。

何かもうちょっと、これではまだ、これ読んでみると甘いのかなと。

本当に真剣に考えていただかないと、いくらでも捨てるのですよね。

村に関してはごみの収集なんかも行っていますよね。

これが厳しいのか金がかかるのかは、わからないのですが、村にもいろいろなこと
があると思うのですけども。

いずれにしても、よそから来る人の問題ですよね。

これはもう非常に大変なことで、皆さん、村長もこの村の中で、空き缶だとか何とか
拾っているの、多分トラックに1台ぐらいいは村中だったらそんなものではきかないぐ
らい出ているのでないかと思うのだけども。

多分、これ村の人でないのですよね。

村外の人なのですよ。

何かそういうことの中において、やっぱり厳しい条例をつくっていくことによって、そ
の看板の中に入れてもらうことで、隣の町行って捨てれとは言わないけども、どこかでそ
ういう人たちは捨てると思うのですよね。

やっぱり、今ここには道の条例がありますように、5年以下の罰金、1,000万円以
下のというのがあるのですけども、こういうものと何か連動できるような条例というのは、
厳しいのかもしれないけど、やっぱり我々にしたら、このぐらいのことをしてほしいな
という気持ちはあるのですけどもね。

本当に、今度高規格も更別までいくと、また人の流れも変わるのかもしれないけども、
いずれにしても許されないのは我が家の庭先に捨てていかれるなんて、こんなこと当たり
前の世界になってきているのですよね。

そんなことで、何とか厳しい条例をつくっていただいて、できれば検討でなくてつくる
前向きな姿勢の中でやっていただくのと、看板も早急に何とか、今言うように、今言っ
たからインターチェンジからのところでなくて、村のあらゆるところから入ってくる主な道
路に対して、そういうものをつくっていただく。

今ちょっと見ていたら、そこに村の中に開発の看板なのですけど、あそこにああいうも
のを書いておけばよく目立つのかなという部分があるのですけど、あれは勝手に使えない
と思うのだけども、何かああいうものも利用しながら、街の中にそういうものがあったらど
うなのかなというふうに考えております。

再度お願いしたいのですけども、看板と、それから条例に関しては早急にさせていただく
ということでお願いをしたいのですけどいかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 看板はそういうことで予算を組んでおりますし、条例については
先ほど言ったように、少し時間ということと、条例をつくって、ちょっと考えますと、条

例をつくってそれを、先ほどもちょっと言いましたけど、どう効果的に周知できるのかということ、今ふと考えると道条例もあるわけですね。

どこの条例かは別として、条例によって罰せられますということは嘘を言っていないので、やはり注意を喚起するといったら看板しかないのですね。

インターネットで見ていただいて、こういうのがあるから捨てないとか捨てるのかとそういう世界ではないので。そんなことを思いますし、ちょっと余談になりますけど、先ほど、中井議員の質問に教育長答えていたように、交通安全とかルールとか、そういったものは子どもたちにごみのこういうこともやってもらっているというのは、その子どもたちが親が捨てることをどう見るのか。人が捨てるのをどう見るのかということで、なぜそれをしているかという学習して、やっぱり村だけだとかそういうレベルではなくて、そういった常識、モラルが定着してくれば、少しでも減ると思いますし、まさか家族で旅行しているときに捨てるということになれば、もうそのものの、何と言いましょうか、問題どうなのかというところまでいくような気がします。

ですから、各町村でやっぱりそういう努力、拾っていることを子どもたちと一緒にやるだとか、看板で啓発するだとかというのを、うちの村に落とす問題を今論議していますけど、やはり全国的というか、全部でやらなければいけない問題で、答えがなかなかそこにはないのかなということも現実かなというふうに思って、ちょっとご意見聞いておりました。

条例と看板についてはそういうことで検討させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） よくわかりましたけども、あと、生活ごみですよ。

これは多分村内の人なのですよ。

うちの畑には石油ストーブと、それから米びつの置く台と、鍋・釜捨ててあったのですが、多分引っ越しか何かする人たちの捨てていったものだと思うのですが。

そこでちょっとお願いなのですが、村の広報に、やっぱりごみ条例というのはこういう厳しい条件、道とつながることによって罰則がありますよというものを広報の中に少し村の人にも認識していただくためにも、広報に1回載せていただきたいなと。

村で出ている広報に1面に大きくいろいろなものが出ている部分もあるので、せめてそのぐらいのことは、村としての条例と罰則の問題と、モラルの問題とあるのですが、そんなことでお願いをして何とかしていただきたいなということで終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見ですが、村の方から。

これで一般質問を終わりたいと思います。

◎追加日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第9、委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にしたいと思います。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布をしましとおりの申出書が出されております。

閉会中の継続審査の申し出であります。

お諮りをしたいと思います。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年6月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時17分